

小山工業高等専門学校寮生会規約

制 定 昭和51年 9月 1日

最終改正 平成16年 4月 1日

(総 則)

第 1 条 本会は、小山工業高等専門学校寮生心得（昭和49年 4月11日制定。以下「寮生心得」という。）「13 寮生会組織」に基づくもので、小山工業高等専門学校寮生会と称する。

第 2 条 本会は、寮生心得にのっとり、共同生活を自律的に営み、寮生相互の連絡を密接かつ円滑にすることを目的とする。

第 3 条 本会は、本校寮生全員をもって構成する。

第 4 条 会員は、学年を問わず会員として平等の権利を持つとともに、その責任と義務を負わなければならない。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員をおく。

- 一 寮長 1名
- 二 副寮長 各棟 1名
- 三 企画委員長 1名 企画委員 若干名
- 四 記録委員長 1名 記録委員 若干名
- 五 会計委員長 1名 会計委員 若干名
- 六 食事委員長 1名 食事委員 若干名
- 七 交通委員長 1名 交通委員 若干名
- 八 美化委員長 1名 美化委員 若干名
- 九 室長 各室 1名
- 十 その他、寮長は必要に応じて、専門委員を任命することができる。

第 6 条 役員を選出及び任期は、次のとおりとする。

- 一 寮長は、全寮生の選挙によって選出される。
- 二 第 5 条第 2 号から第 8 号までの役員は、寮長が選出し、総会の承認を受けるものとする。
- 三 室長は、室員の互選による。
- 四 役員任期は、6 か月とする。ただし、再任は妨げない。
- 五 欠員補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 7 条 役員は、次のとおりとする。

- 一 寮長は、本会を代表し、会務を執行する。
- 二 副寮長は、寮長を補佐し、寮長に事故のあるときは、これに代わる。
- 三 企画委員は、本会の行事の企画運営に当たる。
- 四 記録委員は、本会の記録に当たる。
- 五 会計委員は、本会の会計を掌理する。
- 六 食事委員は、寮生の食事改善に当たる。
- 七 交通委員は、寮生のオートバイその他の管理に当たる。
- 八 美化委員は、寮の美化に努める。

(機関)

第 8 条 本会に次の機関をおく。

- 一 総会
- 二 役員会

第 9 条 総会は、本会の最高議決機関であり、全寮生によって構成される。

2 総会は、寮長が必要と認めた場合及び構成員の過半数が必要と認めた場合に開かれ、全寮生の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

3 総会は、出席者の過半数以上の賛成をもって議決とする。

第 10 条 役員会は、役員の任務遂行を目的とする。

2 役員会は、寮長が必要と認めた場合及び全役員 of 過半数が必要と認めた場合に開かれる。

(会計)

第 11 条 本会の運営に要する資金は、会員の会費及びその他をもって充てる。

第 12 条 本会の会費は、総会において、その額を決定する。

(寮長の選挙)

第 13 条 寮長の選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会が、これに当たる。

第 14 条 選挙管理委員会は、必要に応じて置かれるものとし、総会において選出された 3 名の寮生を委員とし構成する。

第 15 条 選挙管理委員長は、委員の互選による。

第 16 条 選挙管理委員会は、次のことを行う。

- 一 選挙日の告示
- 二 立候補者の取り扱い
- 三 立候補者の人物・意見の周知徹底
- 四 立会演説の日取り及び方法の決定
- 五 投票方法の決定
- 六 開票事務及び結果の報告

第 17 条 寮長は、立候補制とし、立候補しようとする者は選挙日の 7 日前までに、2 名以上の推薦者が署名押印した所定の届け出を選挙管理委員会に提出するものとする。

第 18 条 選挙日の 4 日前までに立候補者がいない場合は、役員会が推薦した者に対して信任投票を行う。なお、信任投票の方法は、選挙管理委員会が決める。

第 19 条 立候補者は、届け出と同時に選挙活動を行うことができる。

第 20 条 選挙日程は、選挙管理委員会が決定する。ただし、選挙日の告示は、原則として投票日の 4 日前までに行うものとする。

第 21 条 不在投票及び委任投票は認めない。

第 22 条 得票の最多数をもって当選とする。ただし、得票数が投票総数の過半数に満たない場合は、最高得票者と次点者の 2 名で決選投票を行う。

第 23 条 開票は、投票日に選挙管理委員会が行う。

2 開票は、公開の場で行う。

第 24 条 選挙の結果は、選挙管理委員会が公表するものとする。

第 25 条 選挙管理委員会は、立候補者の応援はできない。また、すべてに対して厳正中立でなければならない。

第 26 条 選挙管理委員長は、選挙の結果を校長補佐（寮務担当）を経て校長に報告する。

第27条 その他、選挙の実施に関する必要事項については、選挙管理委員会が校長補佐（寮務担当）の指導助言を得て定める。

（規約の改正）

第28条 この規約は、寮生の発議により総会において出席者の3分の2以上の賛成がある場合に改正することができる。

附 則

- 1 この規約は、昭和51年9月1日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 寮生会規約（昭和43年5月9日施行）は廃止する。

附 則

この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。